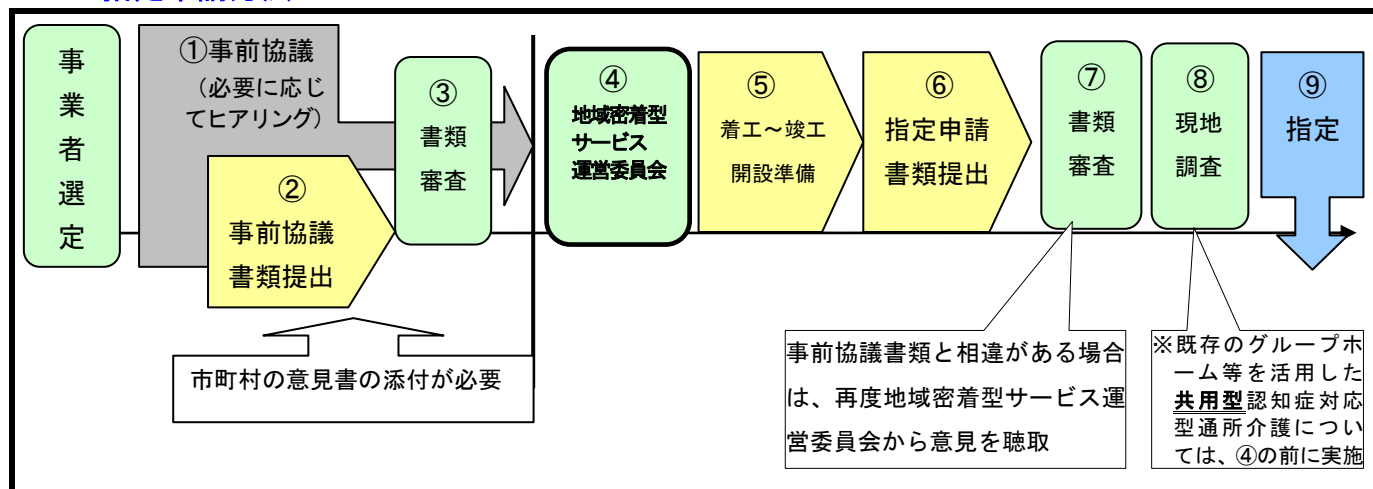


福岡県介護保険広域連合地域密着型サービス事業者指定について

1 指定申請方法について



2 事前協議

- ① 場所
広域連合本部会議室（福岡市博多区千代4丁目1番27号福岡県自治会館3階）
- ② 出席者
法人の代表者又は事業所の管理者（予定者）は、必ず出席してください。代表者又は管理者（予定者）が出席されない場合は、事前協議には応じられません。
- ③ 持参書類
市町村における事業者選定時に、市町村へ提出した書類の控え

なお、予約制としますので、必ず事前に別紙「事前協議予約票」により日時の予約をしてください。

※事前協議は、市町村における事業者選定後に行います。

※「福岡県介護保険広域連合指定地域密着型サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年3月厚生労働省令第34号）及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年3月 厚生労働省令第36号）及びその解釈通知等を必ず熟読し、理解した上でご来庁ください。

3 地域密着型サービスの利用について

地域密着型サービスの利用は、広域連合の構成市町村の被保険者に限られます。

広域連合の構成市町村以外の被保険者の利用は、原則としてできません。

4 提出書類について

- ① 事前協議時に事前協議に係る書類をお渡しします。
- ② 地域密着型サービス運営委員会から意見を聴取した後に指定申請に係る書類をお渡しします。
※事前協議に係る書類は、地域密着型サービス運営委員会から意見を聴取するための資料となりますので、委員会開催月（年に数回）の前々月の末日までに提出していただきます。

5 相談及び問い合わせ先について

地域密着型サービス事業者指定申請に関する相談、質問等は、下記にお問い合わせください。

○問い合わせ先

福岡市博多区千代4丁目1番27号福岡県自治会館3階

福岡県介護保険広域連合本部 事業課 育成指導係 TEL092-643-7055